

目 次

第一章 調査研究の目的と方法（事業要旨）	1
1. 調査研究の目的	3
2. 調査研究の方法（事業の実施内容）	3
3. 調査における倫理面への配慮	4
4. 調査研究の体制	4
5. 本研究で用いた用語等	5
第二章 児童館ガイドライン作成の経緯と課題	7
1. 児童館ガイドライン作成の経緯	9
2. 児童館ガイドラインの特徴	10
3. 児童館ガイドライン作成時に示された課題	11
第三章 調査等の結果	13
1. 東京都世田谷区における児童館	15
2. 東京都墨田区の児童健全育成・児童館の役割について	20
3. 宮城県石巻市における児童館	32
4. 北海道中標津町における児童館	45
5. 児童厚生員養成校の学生がボランティア体験を通して見た児童館の現状	68
第四章 分析・考察と提言	81
1. まとめ	83
2. 調査結果からの提言	95
参考文献等	99
参考文献、参考資料	101
研究会、ワーキンググループの開催概要	210
執筆者一覧、成果の公表方法	211

第一章

調査研究の

目的と方法

(事業要旨)

第一章 調査研究の目的と方法（事業要旨）

1. 調査研究の目的

平成 23 年 3 月 31 日に発出された国の児童館ガイドラインは、「児童館は、地域のすべての児童に健全な遊びを通してその健康を増進し、又は情操を豊かにする施設とされているが、職員の専門性を生かし子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応も期待されるところである。本ガイドラインは、児童館の運営や活動が地域の期待に応じるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである」（雇児発 0331 第 9 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）と位置づけられている。

このことは児童館が児童福祉法 40 条に基づく児童館の理念を、今日の社会状況にあわせて発展させ、職員の専門性を向上させて活動内容を地域の期待に応じるものにしていく必要があることを示したものである。

このことを踏まえて、本調査研究は国の児童館ガイドラインが示されてから 4 年が経過した現在、児童館の施策と活動を積極的に推進している自治体、児童館の例をとりあげ、調査した。そして、地域の子ども・子育てに関わる今日の課題と児童館が果たす役割の検証を通じて、児童館ガイドラインの成果と今後の課題を探ることを目的とした。

2. 調査研究の方法（事業の実施内容）

(1) 国の児童館ガイドラインの成果と今後の児童館のあり方を考える際の参考となることを目的として、

- ・国の児童館ガイドラインの普及を図っている
- ・児童館施策を積極的に推進している
- ・児童館活動が安定した評価を受けている
- ・児童館活動について活性化を図っている
- ・児童館建設を進めている

等の取り組みをしている自治体とその所管児童館を、研究員からの情報や関係機関からの資料、先行研究を元にして選定した。

その結果は、

- ・東京都世田谷区
- ・東京都墨田区
- ・宮城県石巻市
- ・北海道中標津町

の 4 自治体である。

これらの自治体施策・児童館活動について、ヒアリングによる調査（東京都世田谷区、宮城県石巻市）及び研究員による調査報告（東京都墨田区、北海道中標津町）を行った。

- (2) 主に自治体の施策や児童館活動を対象にした調査では、児童館の施策や活動には、これまでの経緯や当該自治体の児童福祉施策との関連も考慮する必要があるとの観点から、児童館の位置づけ、次世代育成支援行動計画や子ども・子育て支援計画における児童館の位置づけについての調査も含めるように努力した。
- (3) 国の児童館ガイドライン策定後に建設された児童館の調査では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）をふまえて、子どもの参加する権利を保障する観点から、子ども自身が参画するプログラムを導入している先行的な取り組みを取り上げた。
- (4) 児童福祉法において放課後児童健全育成事業は「(略) 授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業(略)」(第6条の3の2)であるとされており、国の児童館ガイドラインには児童館における放課後児童クラブの実施について記述されていることから、児童館と放課後児童クラブの関わりについての調査を含めるように努力した。
- (5) 本調査では、児童館活動の参与観察者でもあるボランティアからの意見が、今後の児童館活動と児童厚生員の人材育成を考える上で参考になると考え、短期大学において児童館でのボランティア活動や実習を行っている学生へのアンケート調査も行った。

3. 調査における倫理面への配慮

本研究における倫理面への配慮は下記の通り行った。

- (1) ヒアリング及び研究員による報告は、事前に、調査及び報告の趣旨とヒアリング及び報告の内容について説明を行い、同意を得て実施した。ヒアリング及び報告の資料は、提供者の同意を得て掲載することとした。
- (2) アンケート調査は、調査票に個人名は記載しない旨を明記し、調査結果は調査者が当初設定した目的以外に使用されないよう配慮した。
- (3) 報告書作成に際しては、利用者データや事例などについて研究倫理上必要な手続きを経ていること及び記述においてプライバシーが侵害されないようにすることに留意した。

4. 調査研究の体制

「児童館の運営内容等に関する調査研究会」(表 1-1)を設置し、検討を重ねた。研究会の下部組織としてワーキンググループを設置した。

表 1-1 児童館の運営内容等に関する調査研究会

氏名	所属
<主任研究者> ○野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
<分担研究者> 関口 芳正 高松 絵里子 加賀谷 崇文 ○依田 秀任 ○阿南 健太郎	墨田区福祉保健部子ども・子育て支援担当部長 中標津町子育て支援室長 秋草学園短期大学准教授 仁愛大学非常勤講師 立正大学非常勤講師

(敬称略、○はワーキンググループメンバー)

5. 本研究で用いた用語等

○子ども 児童福祉法における「児童」と同義で、「満 18 歳に満たない者」をいう。
 なお、調査対象市（区）町村によっては「満 18 歳まで」としているところもある。

○放課後児童クラブ 児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」を指す。

○児童厚生員 現行の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（38 条）では、児童館職員を「児童の遊びを指導する者」としているが、本調査では、児童館ガイドラインに倣い、「児童厚生員」として記載している。

ただし、調査対象事例の独自性を担保するため、当該自治体で使用されている表現を優先して記載している。

第二章

児童館がイブライン 作成の経緯 と課題

第二章 児童館ガイドライン作成の経緯と課題

1. 児童館ガイドライン作成の経緯

国の児童館ガイドラインを作成するために設けられた「児童館ガイドライン検討委員会¹」は、国の児童館ガイドラインが必要とされる理由を、「近年、児童の健全育成の中核をなすべき児童館活動の低下が危惧されており、地域における児童の健全育成を図る観点から、児童館の機能や役割について理解・確認し、地域の児童福祉の拠点である児童館機能を再興する必要がある。『児童館ガイドライン』を作成し、地域における児童館の具体的展望を示すことは、今後の児童健全育成施策の活性化を促す上で重要な意義があると考えられる」と述べている。そして、この児童館ガイドラインが喫緊に必要とされる理由を以下のように示した。

- 地域の児童館が、本来の機能・役割を十分に発揮していないことや自治体の財政の緊迫化等から、廃止や転用といった動きがある。
- 児童館の運営の民営化が進むなか、様々な団体等の運営により、充実した活動プログラムの実施や施設の有効活用など従前より児童館の有用性という観点から向上している部分もある一方で、児童福祉施設としての児童館のあり方や本来機能・役割の発揮という観点から、児童館運営の改善が求められているという課題もある。
- 子どもの遊びの状況は、体験活動や集団での遊びの機会が減少し、子どもが本来、遊びを通して培ってきた自主性や社会性、創造性といったものが十分に得られていない。

なお、検討会に先だって行われた「これからの児童館のあり方についての調査研究」（主任研究者 鈴木一光、財団法人こども未来財団、平成 21 年 3 月）では、これからの児童館のあり方にかかわる施策への当面の緊急提言として、以下の項目が示されている。

- （１）提言：地域における子どもの遊び・生活と子育て支援の拠点としての児童館の機能を明確にした、国の「児童館ガイドライン」を作成する。

- 説明： i 市町村の施策の中に児童館を積極的に位置づける
- ii 「老朽化」・「耐震構造」の問題に対応する
- iii 市町村への権限移譲による自治体間格差を防ぐため、国が児童健全育成の筋道を示す
- iv 国がガイドラインを示すことによって、より有効で創造的な活動を展開させ、整備を図る。

- （２）提言：現在児童館で進められている乳幼児と保護者を対象とした活動を、「地域子

¹ 平成 23 年 2 月設置。座長 柏女霊峰(淑徳大学教授)、事務局 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課。

育て支援拠点事業」として位置づける。

説明：i 児童館が現在行っている活動の実態を的確に施策に反映させる。

ii 地域との協働を促進する

iii 乳幼児・年長児・保護者それぞれにとって有効な活動であるという利点を促進させる。

(3) 提言：次世代育成支援対策における後期行動計画の策定に当たって、児童館の設置促進の方針を示すとともに、「放課後子どもプラン」の遂行において児童館を積極的に活用できるようにする。

説明：i 次世代育成支援対策後期行動計画に児童館を積極活用させる。

ii 「放課後子どもプラン」に児童館の活用を図る。

2. 児童館ガイドラインの特徴

児童館ガイドラインの主な特徴を「児童館ガイドライン検討委員会報告書」に基づいて整理すると、以下の通りである。

(1) 児童館を今日の社会状況に応えるものとするために、その理念と目的を以下のよう

- ・理念 「児童館は、『すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。』という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない」
- ・目的 「児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする」

(2) 児童館の機能・役割と活動内容を新たに定めた理念・目的に照らして再構成して示したこと。なお、児童館の機能・役割として示した事項は以下の5点である。

- ①発達の増進—子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ②日常の生活の支援—子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。
- ③問題の発生予防・早期発見と対応—子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

④子育て家庭への支援－子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

⑤地域組織活動の育成－地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

(3) 児童館の職員について、以下の点を示したこと。

①児童館には館長が必要であることを示して、主な仕事内容を明記した。

②児童厚生員の職務を児童館の機能・役割に即して、具体的に示し、職場倫理や研修等資質向上の必要性を明記した。

③児童館において、子どもの健全育成、問題発生予防の観点から、積極的に家庭・学校・地域と連携しながら子どもへ援助していくことが必要であることを明記した。

(4) 児童福祉法第6条の3の2で「児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与える」とされている放課後児童クラブについて、児童館の中で実施する際の留意事項を明記した。

3. 児童館ガイドライン作成時に示された課題

「児童館ガイドライン検討委員会」は、児童館ガイドラインとあわせて、今日の子どもの健全育成上の課題について提言している。その主な内容は以下のとおりである。

(1) 児童厚生施設には、小型児童館・児童センターの他に、大型児童館や児童遊園がある。それらの機能・役割についても整理し、現状と併せて検討する必要がある。

(2) 児童福祉法第40条の規定を小中学校区など、地域の子どもと子育て環境全体を視野に入れた規定に再構成するべきである。

(3) 家庭に居場所を見い出せない中高生などの年長児童や、夜間長い時間をひとりで過ごさざるを得ない子どもに対する生活支援を、要保護児童対策地域協議会の中に組み入れるとともに、そのことに対する新たな仕組みなどを検討する必要がある。

(4) 子どもの健全育成にかかわる全国組織の交流と緩やかな組織化を図り、国と協働して社会や企業等に対する発信機能を高めていく方策を検討する必要がある。

なお、「これからの児童館のあり方についての調査研究」(2009)は、国の児童館ガイドライン策定と関連して、以下の提言を行っている。

(1) 児童福祉法40条改正の提言－児童館の発展を図るために、児童福祉法第40条(児童厚生施設)を、今後果たすべき児童館の機能を適切に表現したものに改正するこ

とを提言する。

(2) 改正の理由

①子育て家庭支援を包含する。

0 歳から 18 歳未満のすべての子どもが利用でき、異年齢の子ども集団の中での遊びを体験できるとともに、子どもにとって安全・安心な居場所としても機能することができる児童館は、地域における子どもの健全育成にとって重要な役割を担うと考えられる。また、これまで取り組まれてきている児童館活動には、遊びの援助と併せて、放課後児童クラブや発達障害児への支援、保護者支援と虐待への対応等も含まれており、今後これらのことは一層重要性を増すと予想される。これらのことを含めた総合的な活動を進める児童福祉施設であることを明確にして、児童館の機能を充実させていく必要がある。

②地域の児童福祉施設として明確化を図る。

国が児童館についてのガイドラインを策定し、今後の児童館活動の展望を示すことができれば、それをもとに 40 条の見直しが可能となる。

③児童館と児童遊園のあり方を明確にする。

児童館と児童遊園は当初一体のものとして運営・活用されるべきものとされてきたが、児童館建設時における立地条件の問題等もあって、現在では別々に運営・活用されているところが多くなってきている。児童厚生施設としての児童館・児童遊園それぞれの役割を区分して明記し、より効果的な活用を図っていくことが求められている。

第四章

分析・考察と 提言

第四章 分析・考察と提言

1. まとめ

(1) 東京都世田谷区における児童館

世田谷区は子ども・子育て支援施策において児童館の役割を重視している。また、若者支援施策と関連させながら中高校生の居場所としての児童館を充実させる方向にあり、小学生の成長支援、子育て支援、中高生支援を全館共通で取り組んでいる。世田谷区では、町会、PTA等様々な地域の人々が児童館を中心にコミュニティをつくってきた気風があり、児童館もまた地域活動に協力して様々な取り組みを進めてきた。全ての児童館が区営で民間委託の方向性はない。児童館は現在 25 館ある。1 日平均利用者は約 2,800 人で、幼児（保護者）の利用が多くなってきている。平成 27 年度から施行される『世田谷区子ども計画（第 2 期）』では、0 歳から 18 歳未満の子どもたちを対象とした「地域と一緒に作る特色のある児童館」を大きく打ち出し、「児童館が地域で果たす役割を充実していきます」と明記している。「児童館を中心とした身近な地区・地域の子育て支援ネットワーク」により、子育ての担い手を育成し、地域ぐるみの子育てや子どもを軸にした多世代交流の充実を図ることとしている。また区内を 5 地域にわけてその中で各 1 館を「子育て支援館」と「中高生支援館」にそれぞれ 1 館ずつ位置付け、その他の児童館においても子育て支援と中高生支援の機能を充実させていくこととしている。

『世田谷区立児童館のあり方検討委員会』報告書(平成 26 年 9 月)では、児童館の取り組みを高く評価するとともに拡充すべき方向性が示された。今後の児童館の役割としては、①中高生世代への支援と担い手育成、②子育て、③地域との連携、④児童館からの情報発信の充実を提案している。児童館職員については「様々な手段を講じて、必要な児童館職員の人材確保、育成を図っていくことが必要である」として、その役割、求められる力、資格、職員構成、人材育成に触れ、児童厚生員の専門職性を積極的に明記している。

児童館を別の機能に転用したり廃止して異なる施策で対応する自治体がみられる中で、子ども施策に児童館を大きく位置づけている世田谷区の例は重要な施策モデルとなる。世田谷区は学校内で実施する新 BOP 事業が始まってからも、児童館を縮小することなく、むしろそこに児童館職員を配置するなど積極的な支援体制を敷き切り離さずに展開したことが大きなポイントとなったものと推量することができる。また地域住民とともに児童館活動を発展させることを常に意識した児童館運営が今日の区民の児童館の評価につながったものと考えられる。児童館が『世田谷区子ども計画(第 2 期)』の中に明確に位置づけられたこと、そして『世田谷区立児童館のあり方検討委員会』において児童館の今後 10 年を見据えた具体的な取り組みや計画が打ち出されたことは、世田谷区での児童館の存在価値を高め、今後も安定的に推進されることとなるであろう。

（２）東京都墨田区の児童健全育成・児童館の役割について

i) 趣旨

墨田区子ども・子育て会議（会長：大豆生田啓友）は、全ての子どもの最善の利益を第一義的に重視することを基本理念とし、18歳までの次世代を担う子どもたちの健全育成支援を検討することとした。そして6歳から18歳までの子どもの施策を検討する学齢部会を設置し、その下に児童健全育成分野の専門委員会を設け、提言を受けることとした。

ii) 専門委員会の問題意識

《少子化、都市化の課題》

社会の少子化を明白に示すのは、町から子どもの姿が消え、元気な歓声が聞こえなくなったことである。かつて子どもたちは何らかの子ども集団に属して、その多様な人間関係の中で自分らしさと社会性を身に付けていた。今、その集団が衰退して、体験の質と量が貧弱となり、健全な育ちに影響している。

社会が豊かになり生活が便利になって、子どもたちの生活パターンは大きく変化している。かつて遊び場だった路地に代わって児童遊園などの公園ができたが、そこは、遊びが制限され、遊びや暮らしの知恵を教えてくれた若者も消え、街角の小さな催しも無くなり、まさに子どもの居場所が無くなった。そこに群れて競い合ったり協力して遊んだりする子どもが消えていった。ひとり遊びが常態となり、遊びの質も変化した。「負けることがイヤ」「失敗すると笑われる」と、新しいことに挑戦するのを躊躇する傾向も見られる。

《格差、貧困、虐待問題》

夏休みに行き場のない子、学校給食以外に食事をしていない子が児童館に訪れる。子どもの貧困問題は、家庭の貧困が子どもの生活に種々の欠如態をもたらし、成育に必要な意欲や希望を失って、墮落、非行や犯罪の温床となる。

墨田区の虐待相談の環境要因では養育困難、親の精神疾患などが絡み合うものが多く、子育ての孤立化、地域支援の希薄化が課題である。

iii) 専門委員会からの提言

ア. 遊びを保障する

- ・遊びの効用は、子どもの人格の発達に必要不可欠な要素である。子どもは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を学び、自信や感性を磨き、立ち直る力を付け、こうして自主性・社会性・人間性を身に付けて成長する。生活の場から遊びが消え、学校だけに課題解決を求めれば混乱が生じる。子どもたちが自立を身に付ける絶好の場所が児童館である。

イ. 安心・安全な居場所となる

- ・児童館は、併設する学童クラブで親の帰宅時間まで安全に過ごせて、その間に、他の施設にない各種の育成プログラムを利用できる。学童クラブは、子どもの健康管理と情緒の安定を確保する。墨田区は、学校生活から切り離された放課後の生活の場として児童館に学童クラブを設置し、待機が発生する地域に学校等の空き教室を利用し、児童館学童クラブの分室として、定員を拡大してきた。今後もできる限り学校生活から独立した放課後の居場所としての環境整備が必要である。

ウ．児童問題の早期発見・早期対応

- ・児童館は、来館する子どもたちの様子や情報から、いじめや虐待、非行などを早期に発見し、家庭や学校や要保護児童対策地域協議会などと連携して対策を立てる。

エ．子どもにやさしいまちづくり

- ・児童館の役割は、館の中だけにあるのではなく、地域の親のグループ結成、中高生のボランティア育成、担当地域の幼保の子育て施設や団体、機関と連携・協力して、地域自体を健全育成の場として行くことにもある。また児童館自体が地域の健全育成の中心として相応しい事業・活動・運営の体制を整えることも大切である。

オ．地域福祉活動の拠点

- ・遊びの場として生れた児童館は、子どもの生活の場で福祉機能を保障する拠点として、地域に必要な幅広い福祉活動を担う。児童館は、児童健全育成分野における地域福祉活動拠点であるべきである。

iv) 墨田区次世代育成支援行動計画・墨田区子ども・子育て支援事業計画への反映

私たちは、セツルメントをルーツに長い歴史の中で地域福祉を担い、児童健全育成の核として児童館へと発展を遂げてきた民間児童館のあゆみを踏まえ、今後の児童健全育成施策を議論すべきであり、児童館の役割を再認識しなければならないと考えた。

墨田区は、これらの健全育成の歴史の途上の中でその主体である子どもが歴史の希望となり児童館がこれを叶える夢の舞台となるとの信念の下に、平成 27 年 4 月 1 日から施行される子ども・子育て支援新制度の事業計画、次世代育成支援行動計画を検討し、その際に、児童健全育成の骨太の考え方と今後の期待される児童館のあり方を議論した。

墨田区子ども・子育て会議は、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、上記提言を最大限に尊重し計画に盛り込むこととし、児童館のあり方の検討、地域子育て拠点としての児童館（利用者支援事業、地域子育て支援ネットワークの構築）、児童館・学童クラブ職員の質の向上、放課後子ども総合プランの推進、高学年の放課後の居場所の確保などを計画化した。

墨田区では、27 年度からの 5 年間でこれらの事業を実現していくこととなる。

（３）石巻市における児童館

石巻市の調査では、単独の児童館に関する内容が中心となった。が、しかし、大きな被害や災害の影響を受けた被災地の児童館の中における石巻市の取り組みは、今後の児童館活動のあり方や求められる機能の整理にも参考になる事例と考えられる。

石巻市子どもセンターは、平成 26 年 1 月にサントリーホールディングス株式会社の建設支援と公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの運営協力を得て開館した。それまで設置されていた石巻市中央児童館に代わり、市唯一の児童館となった。

子どもセンターの建設・寄贈は、東日本大震災という災害が契機にはなっているが、まさに「子どもの権利」の理念実現・推進のために位置づけられたものである。

子どもセンターは、子ども・子育て支援新制度下のコア施設としての位置づけではないが、重要なポジションを占めていると思われる。それは、子ども・子育てにおける基本的に守られるべき「子どもの権利」をテーマとしているからである。このベースとなる考えを市民に広げていく拠点としての役割を発揮している。講座や情報誌などの発行による啓発の方法もあるわけだが、利用型施設である児童館の特性をいかして子どもの権利を「利用しながら体感し理解していく」ことがおこなわれている。市では平成 21 年 4 月に「子どもの権利に関する条例」を施行しているが、理念的な条例は市民生活との近接性が無い限りは浸透しづらいことが多いが、この子どもセンターは、理念と市民生活をつなぐものとしての役割を担っているといえる。

子どもセンターは市民の子育てに寄り添いながら、その意識変容をゆるやかにおこなっている。それは施設使用ルールに関することや遊びへの支援スタンスの説明の中で、自然な形で理解を促す努力にみられる。

子どものための施設ではあるが、子どもセンターは大人にとっても居心地が良い施設である。例えば、「子ども企画」の募集ポスターには、大人による自由提案の「おとな企画」の募集もある。子どもを主役にしながらも、大人も大事な利用者であることを伝え、利用者主体を志向する運営が感じられる。

特徴的な機能・活動内容として挙げた①「子どもの権利に関する中核施設」機能、②「遊び場・居場所」機能、③「地域との関わりによる子どもの発達支援」機能は全て重なりあっていて、事業が円滑に進められていることがわかる。子どもの権利を保障する基本理念が遊び支援における職員の基本スタンスにつながっている。また、子どもたちが地域に関わっていく中で、同時に地域住民に対して子どもの権利について伝え、共に活動してもらうことで理解を促していくことに心をつくしている。しかし、それが押しつけにならず、子どもと共に楽しむことにより、自然な形で展開されていることがわかる。

子どもたちが期待していた「自分のまちのために何かしたい」という想いを一つひとつ形にしていき、子どもを核としたまちづくりにつなげている。このような活動を通じて、

センターが子どもの居場所となり、この地域に愛着を感じ、未来の地域の担い手として育っていく循環がイメージされている。

子どもセンターは児童館活動のビジョンが明確であり、全ての事業とつながっていることは、児童館の今日的課題と照らし合わせてみても、大変示唆に富む内容である。

（４）北海道中標津町における児童館

中標津町の人口は、平成 27 年 2 月末日約 2 万 4 千人、1 万世帯が住んでいる。近隣町村からの転入者もあって、退職の定住の地として中標津町を選ぶ人も多く、人口が一度も減少したことがないのが特徴でもある。なお、出生数や総人口に占める 15 歳未満の児童の人口の割合は年々減少しており、確実に少子化が進行している状況にある。

町は、次世代育成支援対策推進法に基づき基本理念を『地域で育つ地域で育てる未来の力～世代を超えてみんなが笑顔で自信をもってくらせる町～』とした中標津町次世代育成支援行動計画を策定(平成 17 年 3 月)し、児童館を拠点とした子育て支援ひろば等、すべての子どもを対象とした居場所作りに焦点をあてた支援策を総合的に推進してきた。「子ども・子育て会議」は、学識経験者、児童施設や PTA の代表者と子どもたちの抱える課題を意識始めた町民が一般枠で加わって組織された児童館のあり方や子どもの育ち、大人の役割について丁寧な議論を繰り返してきた。その結果、「次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、さらに保育、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等様々な分野にわたる子育て支援策の展開の中心に児童館を位置づけ、『中標津町子ども・子育て支援事業計画』を策定した。

中標津町では、子どもたちの健全育成を保障する児童福祉施設として昭和 52 年に西児童館が設立され、現在、6 つの児童館が設置されている。児童館は、子どもたちが自然の中で新たな遊びの発想を展開させていくことも重要であるという認識のもと、公園と併設、または隣接する形で、全児童館が大きな窓から外遊びの様子も伺えるよう設計されている。設立当初は、放課後の居場所作りを目的に掲げ、学校教育とより密接な運営を目指すため、教育委員会所管の施設となった。

平成 14 年、児童館は子どもの育ちを線で繋ぎ、見守るための拠点施設として、子育て支援を担当する福祉課に所管替えされた。子どもたちを見守っていく子育て支援の拠点施設として位置づけられた児童館ではあるが、それまでは学童の放課後の安全を確保するだけの児童館という認識が強くあり、内外から児童館のイメージを取り除く必要があった。児童館を児童福祉施設として位置づけ、児童厚生員の報酬額の改定、児童厚生員の意識改革など児童館の改革に取り組んだ。なかでも、嘱託職員の道外研修参加は、前例含めて、ありえないことだったが、児童厚生員基礎研修への出張旅費も認めてもらった。この研修に参加することで、更に児童館の役割や機能が明確化され、行政と児童館が一丸となって児童館運営に取り組むようになった。

中標津町児童館の具体的な取り組みは、以下の分野にわたっている。

１．遊びを通して子どもを育成する取り組み

2. 子どもの居場所になるとともに、問題の発生を予防し、福祉的な課題に対応する取り組み
3. 保護者の子育てを支援し、子育ての協働の場を提供する取り組み
4. 地域資源をつなぎ、地域の子育て力を高める取り組み
5. 地域住民の子どもの育成に関する理解を深める取り組み

中標津町では、これまでの児童館活動の実績・評価から、児童センター(中核児童館)が新たに建設されることとなった。児童センター建設基本構想の策定にあたっては、中高校生児童館建設プロジェクトチームを組織し加えた。中高校生プロジェクトチームには、小学生のときから児童館に来ていた子どもたちが中心に 20 名が参集し、幼・小・中・高校生が活動するために必要なスペース等も含めて、児童館のあり方を考えた。

平成 27 年 5 月、待望の児童センターが開設されることとなった。児童センター建設を機に平成 27 年度からは、各児童館においても小学 4 年生以上の居場所を確保するため、6 時までの時間延長を実施することになった。また、児童センターは、地域枠を超えて利用できる児童館・子育て支援の拠点施設と位置づけているため、中学生は午後 7 時まで、高校生は午後 8 時までとし、また祝日も開館し、子どもたちの受け入れを図っていくことになっている。

児童センターは公募により「みらいる」と名付けられることとなった。児童センターを核とする児童館全体のあり方については、職員会議においても繰り返し討論をしてきた経過がある。センターはただ単に中高校生の居場所を提供するわけではなく、小学校からの、更には赤ちゃんからの日々の児童館活動を通した子どもの成長を線でつなげ見守ることに意義を置いている。各児童館の子どもたちや、小学生のころに児童館に来ていた中高校生たちが地域枠を超えて集まるならば、児童センター勤務の厚生員だけが対応するのでは意味がなく、職員もまたオール児童厚生員体制でセンターの運営に携わるべきとの方向性を打ち出した。提案したのは児童厚生員だった。しかし、現場の熱い思いだけで児童館を支え続けることは無理がある。設置主体である市町村が子どもたちへの意識の持ち方や、児童館の果たす役割、地域への発信力などを検証し、「なぜ児童館が必要なのか？」ということをはっきりとできるかどうか、またどういう方向性を示していくのかに大きく左右されるところでもある。今後も、子ども・子育て支援事業計画等において、児童館のあり方を明示し、市町村としての考え方を整理し掲げる必要がある。

（５）市区町村の項目別調査結果

４自治体の児童館施策及び児童館のヒアリング結果と調査報告について、「児童館の理念と特徴」「子どもの権利擁護」「職員の資質向上と事業内容向上の取り組み」「児童館と放課後児童クラブとの関わり」「次世代育成支援対策及び子ども・子育て支援新制度との関わり」に関する記述を抽出・要約して示した。（表 4-1-1）

（詳しくは第三章及び参考資料を参照されたい。）

表 4-1-1 項目別調査結果の一覧（ヒアリング調査及び研究員による調査報告の内容からの抽出・要約）

世田谷区（25館）	墨田区（11館）	石巻市（1館）	中標津町（6館）
児童館の理念と特徴			
- 児童館の特徴は①乳幼児から中高生世代まで、幅広い年齢の子どもが共に過ごす多世代交流の場、②地域とともに乳幼児から中高生世代まで、継続的に進めていく切れ目のない支援、③地域の子どもと大人が一緒になって進める、子どもを中心としたコミュニティの構築、④子どもたちの成長支援に必要な知識や技術を持つ専門性の高い職員配置と整理される。 - これまで築いてきた区立児童館としての特色を活かし、今後も乳幼児期から中高生世代までの子どもたちの成長を支援する地域の児童館として、これからもその役割を担っていく。その機能は児童健全育成という福祉的機能であり、世田谷区の子どもも施策を地域とともに進めていく機関である。	- セツルメントをルーツに長い歴史の中で地域福祉を担い、児童健全育成の核として児童館へと発展を遂げてきた民間児童館のあゆみを踏まえ、今後の施策を議論し、児童館の役割を考察する。 - 児童館の基本的な役割「①遊びを保証する②安心・安全な居場所となる③児童問題の早期発見・早期対応④こどもにやさしいまちづくり⑤地域福祉活動の拠点」（専門委員会の提言） - 児童館は、現に地域に根差した児童健全育成の拠点として認知されており、安全な遊び場、居場所としての役割が求められている。	- 子どもたちによる約2年半の活動で、設計、コンセプト決定などを行った。コンセプトを「石巻の活性化のために中高生が中心となつてつくり、運営をする施設。みんなが過ごしやすい、子どもたちの思いを世間の人たちに伝えられる場所」とした。 - 子ども自身で考え、行動することや、自らが持つ解決能力を信じ、支えることを基本としている。制約・制限は、子どもが窮屈さを感じてしまい、施設の理念と合致しないため、少ない。これは一見分かりづらいので、保護者には直接説明をすることを心がけている。市役所に対してもルール設定を希望する声があるが、懇切丁寧に施設の理念を伝え、理解を促している。	- 子どもの居場所、遊びの拠点となることを目指し、子どもの日常生活を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境整備を図りながら、子どもの安定した日常生活の支援をする - 児童館は、被虐待児童や問題行動のある児童などについて、子どもが素のままでいられる場所だからこそ、身近な支援が可能である。一時保護解除時の受け入れなど、要保護対策協議会のネットワークの中心に児童館を位置づけた。 - 新設する児童センターは単に中高校生の居場所を提供するわけではなく、乳幼児からの子どもたちの成長を線でつなげ見守ることに意義を置いている。
子どもの権利擁護			
子どもが意見を述べ主体的に参画することをコンセプトにした「子ども夢プロジェクト」を行っている。子どもたちが仲間と夢を語り合い、やりたい	墨田区は、健全育成の主体である子どもが歴史の希望となり児童館がこれを叶える夢の舞台となるとの信念の下に、子ども・子育て支援新制度の事業	石巻市子どもの権利に関する条例で「安全に安心して生きる権利」「自分らしく育つ権利」「自分を守り、守られる権利」「社会へ参加する権利」「適切な	すべての子どもたちが、自由のびのびと遊ぶことが出来る環境を整え、様々な体験ができる場を提供すると共に、自由な発想で生まれる遊びを尊重

ことを自分たちで考え、日頃はできないような活動を地域の人と共に行う取り組みである。	計画、次世代育成支援行動計画を検討し、その際に、児童健全育成の骨太の考え方と今後の期待される児童館のあり方を議論した。	支援を受ける権利」が掲げられている。児童館はこれらの権利保障の場であることを前提としながら、且つその権利を具現化していくことが期待されている。そのための事業や運営システムがある。 ・子どもセンターは「子どもの権利に関する中核施設」の機能をもつと位置づけられている。	し、子どもたちの自主性・企画力・行動力の向上に努め、次世代のリーダーとなる人材育成を図る。(児童センターの基本コンセプト)
職員の資質向上と事業内容向上の取り組み			
・児童館では、常勤職員5名の区職員を配置している。そのうち1名は館長として配属されている。	・児童健全育成は、歴史的経緯の中にあって児童館を中心に展開されており、ここに従事する職員は、児童の健全育成を担う専門職として高い能力と経験が求められている。 ・児童館の各活動への活用と充実を図り、また、児童館が地域の子どもの拠点となるよう、児童館職員の質の向上と情報交換のため、合同による研修を実施する。	・石巻市と公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの間で「運営協力に関する覚書」に基づいた協力がある。運営に対しての直接的な資金提供はない。児童館運営費は交付税措置の中から負担している。直営ではあるが、市正規職員の配置は無い。震災復興の中で、他自治体からの応援職員を要請している状況下であり、現場に正規職員を置く余裕がない。	・児童館を児童福祉施設として位置づけ、児童厚生員の報酬額の改定、児童厚生員の意識改革など児童館の改革に取り組んだ。なかでも、嘱託職員の道外研修参加は、前例含めて、ありえないことだったが、児童厚生員基礎研修への出張旅費も認めてもらった。この研修に参加することで、更に児童館の役割や機能が明確化され、行政と児童館が一丸となって児童館運営に取り組むようになった。
児童館と放課後児童クラブとの関わり			
・子ども・若者部と教育委員会の共同所管により、BOP(放課後子供教室)と学童クラブ(放課後児童クラブ)を一体的に実施している。	・4年生以上の子どもを見るのは学童クラブではなく児童館であるべきである。 ・児童館に併設する学童クラブの1～	併設なし	・児童館が現在、放課後子供教室の機能を果たしていることと、学校管理下に子どもたちを置き続けるのではなく、一度学校生活から距離を置くことが子どもの健全育成には必要であると

・児童館と新 BOP の連携は、学童クラブに登録して過ごす子どもたち、学校内の BOP で過ごす子どもたち、家に帰ってから児童館で遊ぶ子どもたちへの包括的に支援につながっている。	3年生の児童が、一般来館の児童と交流し友達関係を広げている。近隣数校の児童が学童クラブや児童館に来てい る中で、人間関係を形成し4年生以降 になっても、児童館の中で自立した遊 びができる。児童館を通して地域と児 童が結びついていく。		の観点から、児童館の中に児童クラブをおき、学校での実施はしないという方向になっている。 ・4年生以上については、児童館の利用時間を延長することで、子どもたちが遊び場のひとつとして児童館を選択できるよう、児童館の利用拡大を図っていくことになった。
次世代育成支援対策及び子ども・子育て支援新制度との関わり			
・世田谷区子ども計画(第2期)では、「子どもの生きる力の育み」の範疇で、児童館機能をさらに拡充することが明記されている。 ・子ども計画策定に合わせて『世田谷区立児童館のあり方検討委員会』が設けられた。その報告書において児童館の取り組みを高く評価するとともに拡充すべき方向性が示されている。これまでの児童館の活動や事業の実績を踏まえた世田谷区の児童館の今後10年を見据えた具体的取り組み、計画を報告書にまとめている。	・子ども・子育て会議(次世代育成支援協議会)・学齢部会専門委員会が設置され、「今後の墨田区における健全育成施策と期待される児童館の役割」を提言。 ・0歳から18歳までの切れ目のない支援の重要性を意識し、また、これまで10年間に亘って取り組んできた次世代育成支援行動計画の進捗過程も踏まえ、次世代育成支援協議会も継続設置し次世代育成支援行動計画も策定することとした。	・「石巻市子ども・子育て支援事業計画 石巻市子ども未来プラン」の「第3章. 安心して子どもを生み育てられる環境をつくる→5. 安心して子育てできる生活環境の整備→(1) 安心して思い切り遊ぶことのできる公園等の整備・充実」において児童館を充実させる方向性が示されている。	・基本理念を『地域で育つ 地域で育てる 未来の力 ～世代を超えてみんなが笑顔で自信をもつてくらせる町へ』とした次世代育成支援行動計画を策定し、すべての子どもを対象として児童館を拠点とした子育て支援ひろば等、居場所作りに焦点をあてた支援策を総合的に推進してきた。 ・「子ども・子育て会議」における議論の結果をうけて「次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、さらに保育、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等様々な分野にわたる子育て支援策の展開の中心に児童館を位置づけ、『中標津町子ども・子育て支援事業計画』を策定した。

（６）児童厚生員養成校の学生がボランティア体験を通してみた児童館の現状

今回、児童館の現状を児童厚生員養成校の学生がどう捉えているかを調査し、報告としてまとめたが、ここでは児童厚生員・保育者養成校の教員として、児童館に関して期待していることを述べておきたい。

調査の結果でも得られたが、乳幼児とその保護者を対象とした活動は、多くの児童館で行われている。これは保育者を目指す学生にとっても数少ない親子の姿を目にする機会である。平成 23 年の保育士養成校のカリキュラム改正の際にも、話題となったテーマであるが、保育者養成において親子が一緒にいる場面に学生が関わることは基本的にないと言って良い。従って、児童館での活動は貴重な体験を学生にもたらしめている。

また、児童館に於いて小学生以上の子どもと関わることは、とかく保育者養成校の学生たちが陥りやすい「小さい子どもは好きなんだけど・・・。」という感覚から、もっと大きな視野を持つ人間へと学生が成長していくきっかけともなっている。

さらに言えば、児童館で学生は 0 歳から 18 歳未満の子どもだけでなく、児童館の職員や地域の人々と触れ合う経験をしている。そこには、現代社会で失われた「地域」というものが確かに存在しており、児童館は地域の健全な場所となっている。このような観点からも、筆者は児童館の活動がより活性化し、児童館を頼りにする人々がより多くなることを切に願っている。

また、毎年数人ではあるが、児童館での実習やボランティア活動を通して、児童館の職員を目指す学生も出てくる。若いうちから児童館の現場で仕事を始めることは、プロフェッショナルな児童厚生員の養成という視点からも重要なことである。児童館への就職を希望する学生が、より多くその夢を叶えるためには、職場としての児童館がより充実したものになることが望ましい。

2. 調査結果からの提言

児童館の数は、最も多かったのが平成 18 年の 4,718 か所であったが、直近の平成 25 年では 4,598 か所となっている¹。この間に、国から子ども・子育て新システムが提起され、市(区)町村ごとの子ども・子育て会議も発足した。国の児童館ガイドラインは、この子ども・子育て新システムの制度内容が形成される途中に作成されたものである。しかしながら、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針には、児童の健全育成の拠点施設の一つとして位置づけられて盛り込まれていた児童館の活動等の記載が、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中には盛り込まれておらず、自治体には戸惑いもみられる。児童館数推移の中味は、新設と転用・廃止などが入り交じったものである。

本調査研究は、児童館の発展的整備の可能性を見いだすために、国が示した児童館ガイドラインの目的を踏まえて、児童館の施策と活動を積極的に推進している自治体を取り上げ、調査したものである。

以下に、調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる共通事項と、児童館ガイドラインに関する今後の課題を提起する。

(1) 調査結果から明らかになった、児童館の発展に役立つと思われる共通事項

①市区町村が、地域や子どもの状況について具体的な事例を含めて詳しく実情を把握している。

- ・子ども・子育て会議学齢部会専門委員会において児童を取り巻く課題や学童クラブの現状、児童館の現状を議論し課題を共有し、区に対して施策提言している。(墨田区)
- ・NGOが「子どもの参加に関する意識調査」を行い、その結果を元にして、小学校5年生～高校生の子どもたちによる話し合いの場を定期的にもって児童館の建設につなげた。(石巻市)
- ・町内で虐待通告や相談が増えていったことを契機に、子どもたちの身近にある児童福祉施設としての役割に着目して改革をすすめた。(中標津町)

②児童福祉の理念と児童館の目的・役割を明確にした施策を展開している。

- ・大正初期からの民間のセツルメント活動に基礎を置く墨田区は、児童館の役割と機能を「遊びを保障する」「安心・安全な居場所となる」「児童問題の早期発見・早期対応」「子どもにやさしいまちづくり」「地域福祉活動の拠点」と明確に規定した。(墨田区)

¹ 厚生労働省「社会福祉施設等調査」

- ・「子どもたちが成長し、自立していく過程では、家庭や地域がともに子どもたちに目を向け、ともに支える地域のコミュニティの形成が必要」との考えから、児童館は、「乳幼児期から小・中・高校生まで、子どもの成長に継続的に関わる施設である、多様化した子どもの成長支援を地域とともに進める」と位置づけている。(世田谷区)

③具体的な事業や活動について創意をもってつくり出している。

- ・子どもセンターは市民の子育てに寄り添いながら、その意識変容をゆるやかにおこなっている。それは施設使用ルールに関することや遊びへの支援スタンスの説明の中で、自然な形で理解を促す努力にみられる。また、活動面では子どもたちが期待していた「自分のまちのために何かしたい」という想いを一つひとつ形にしていき、子どもを核としたまちづくりにつなげている。(石巻市)
- ・専門委員会の課題認識から具体的な事業を提案し、代表的なものとして児童館・学童クラブ職員の研修等を展開する。(墨田区)

④事例検討会や研修会など児童館職員の資質向上と児童館活動の活性化を図る取り組みを結びつけて、実践している。

- ・職員会議の定例化、厚生員のスキルアップを図るためのケースワーク会議や研修等の参加を義務づけた。嘱託職員の道外研修参加、児童厚生員基礎研修の出張旅費等も実現させている。(中標津町)
- ・児童館事業の一つに「子どもを取り巻く問題へのサポート機能の向上」として「職員の基礎的技術（ソーシャルワーク・カウンセリング・コミュニティワーク）や児童館における質の向上を図る。」としている。(墨田区)

⑤児童館職員に対する地域の人々からの信頼が児童館活動の支えになっている。

- ・歴史的経緯のあるセトルメントの機能を継承して、地域に開かれ、何事にもよらず人々が気楽に利用できる「よろず屋」でもあると児童館を位置づけて、活性化させている。(墨田区)
- ・じどうかん祭り、中学生との赤ちゃんふれあい交流事業、児童館「たがやし隊」菜園事業等、地域に根ざした様々な取り組みを展開してきた結果、利用状況は 10 年前に比較すると約 2 倍になっており、最近では大人の来館者も増えている。(中標津町)

⑥子育てや健全育成事業に関わる地域の人々や組織を含めた「子ども・子育て会議」「児童館のあり方検討会」等を通じて、市区町村内で幅広く児童館の役割及び成果と課題を共有している。

- ・子ども・子育て会議学齢部会専門委員会において子どもを取り巻く課題や学童クラブの現状、児童館の現状を議論し課題を共有し、区に対して施策提言している。また、その提言を具体的事業として計画化している。（墨田区）
- ・「子ども計画（第２期）」に「児童館が地域で果たす役割を充実していきます」と記載したことに基づいて「児童館のあり方検討委員会」が設けられ、拡充すべき方向性が示された。（世田谷区）

⑦次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画に、児童館施策を明確に位置づけているとともに、新制度の子ども・子育て支援事業の中で児童館を積極的に活用している。

- ・児童館事業をはじめ 13 事業を事業計画に位置づけ、全児童館を地域子育て支援拠点として、利用者支援事業を展開する。（墨田区）
- ・「次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、子育て支援策の展開の中心に児童館を位置づけ、『こども・子育て支援事業計画』を策定した。（中標津町）

（２）児童館ガイドラインに関する今後の課題

- ①国のガイドラインの普及及び啓発を図る。現在、この児童館ガイドラインは国から都道府県等に通知された後、児童健全育成推進財団から都道府県児童館連絡協議会等を通じての配付や、テキスト・事例集で各児童館へ周知されたほかは、普及及び啓発活動が進んでいない。さらに普及及び啓発を図るとともに、自治体職員や児童館職員等に全国レベルの研修会等でその内容を広く理解してもらう努力が必要である。
- ②国の児童館についての第三者評価基準の内容をガイドラインにあわせて改善する。国の児童館第三者評価基準は平成 18 年に作成され、現在、都道府県の第三者評価事業の中で活用されている。その内容を国のガイドラインに準拠したものに改善することが求められる。そのことによって、国の児童館ガイドラインと市（区）町村の児童館施策・事業や活動内容を照らし合わせて検討する仕組みの工夫が進むと考えられる。
- ③国のガイドラインで求められている児童館の役割や機能について、児童館の活動事例を広く収集し、その運営や活動内容がそれに沿ったものになっているのか、本調査研究で明らかになった児童館の発展に役立つと考えられる内容が全国展開できるのか、などを検証し、今後、児童館ガイドラインの見直しを検討していく上での課題を明らかにすること。

なお、児童厚生員養成校の学生ボランティアに対するアンケート調査から、児童館の活動に対して学生たちが概ね高い評価をしていることが確認できた。この結果及び養成校教員の経験から「毎年数人ではあるが、児童館での実習やボランティア活動を通して、児童館の職員を目指す学生も出てきている」「児童館への就職を希望する学生が、より多くその夢を叶えるためには、職場としての児童館がより充実したものになることが望ましい」との指摘がなされている。

この調査研究が、未来の希望である子どものために、そして、そのために働く人たちのために役立つことを期待したい。

【研究会、ワーキンググループの開催概要】

【研究会】

	日 時	場 所	出席委員
第 1 回	平成 26 年 12 月 11 日（木） 13：30～15：30	児童健全育成推進財団 会議室	野中・関口・加賀谷・ 依田・阿南
第 2 回	平成 27 年 1 月 13 日（火） 10：00～12：00	児童健全育成推進財団 会議室	野中・関口・高松・ 加賀谷・依田・阿南
第 3 回	平成 27 年 1 月 30 日（金） 13：30～15：30	児童健全育成推進財団 会議室	野中・高松・加賀谷・ 依田・阿南
第 4 回	平成 27 年 2 月 25 日（水） 10：00～12：00	児童健全育成推進財団 会議室	野中・関口・高松・ 加賀谷・依田・阿南
第 5 回	平成 27 年 3 月 23 日（月） 10：00～12：00	児童健全育成推進財団 会議室	野中・関口・加賀谷・ 依田・阿南

【ワーキング】

	日 時	場 所	出席委員
第 1 回	平成 27 年 1 月 17 日（土） 13：00～16：00	児童健全育成推進財団 会議室	野中・依田・阿南
第 2 回	平成 27 年 2 月 7 日（土） 13：00～16：00	児童健全育成推進財団 会議室	野中・依田・阿南
第 3 回	平成 27 年 3 月 21 日（土） 15：00～18：00	児童健全育成推進財団 会議室	野中・依田・阿南
第 4 回	平成 27 年 3 月 22 日（日） 15：00～18：00	児童健全育成推進財団 会議室	野中・依田・阿南

【執筆者一覧】

第一章 調査研究の目的と方法(事業要旨)	野中 賢治
第二章 児童館ガイドライン作成の経緯と課題	野中 賢治
第三章 調査等の結果	
1. 東京都世田谷区における児童館	依田 秀任
2. 東京都墨田区の児童健全育成・児童館の役割について	関口 芳正
3. 宮城県石巻市における児童館	阿南健太郎
4. 北海道中標津町における児童館	高松絵里子
5. 児童厚生員養成校の学生がボランティア体験を通してみた児童館の現状	加賀谷崇文
第四章 分析・考察と提言	
1. まとめ (1)～(4)、(6)	各委員
(5)	野中 賢治
2. 調査結果からの提言	野中 賢治
参考文献等	事務局

【成果の公表方法】

本研究の成果は、全国的な児童館活動推進の見地から、一般財団法人児童健全育成推進財団ホームページ (<http://www.jidoukan.or.jp/project/research/old.html>) で
の公開が妥当と考え、掲載を依頼する。

同法人は、社団法人全国児童館連合会を前身とし、児童館の職員研修をはじめとして、児童館活動に関する総合的支援活動をおこなっている。

平成 26 年度児童福祉問題調査研究事業 報告書
児童館の運営内容等に関する調査研究
平成 27 年 3 月
秋草学園短期大学

主任研究者 鎌倉女子大学非常勤講師 野中賢治
連絡先：研究会事務局（TEL：03-3486-5141）